



電力・ガス・食料品等価格高騰 緊急支援給付金のご案内



- ◆ 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(1世帯当たり5万円)は、住民税均等割非課税世帯や予期せず令和4年1月から12月までに家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- ◆ 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

給付金の支給額

1世帯当たり **5万円**

給付金の支給時期

11月中旬から順次支給

支給対象

世帯全員の令和4年度『**住民税均等割が非課税**』の世帯

※世帯全員が課税者から扶養を受けている世帯は対象外

- ◆ 対象となる世帯に順次確認書が送付されます。
- ◆ 必要事項に署名・記入をし、必要書類のある方は添付をして返信用封筒にて返送してください。
- ◆ 記載されている振込口座に誤りがないか確認してください。
- ◆ 対象にもかかわらず、11月下旬時点で確認書が届いていない場合は、新座市臨時特別給付金室までご連絡ください。

発送時期

10月31日(月)から順次発送

返送期限

令和5年2月28日(火)当日消印有効

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住いの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

新座市臨時特別給付金コールセンター

☎ 0120-961-818

受付時間 平日 8:30~17:15(土日祝・12/29~1/3を除く)

内閣府住民税非課税世帯等に対する
臨時特別給付金コールセンター

☎ 0120-526-145

受付時間 平日 9:00~20:00(土日祝・12/29~1/3を除く)



家計急変世帯の支給手続き ご案内



支給対象

予期せず令和4年1月から12月までの収入が減少し、世帯全員が
住民税非課税相当(※1)となった世帯(家計急変世帯)

申請が必要です

- ◇ 支給額: 1世帯当たり5万円
- ◇ 申請期間: 令和4年10月31日(月)～令和5年2月28日(火)
- ◇ 申請書類は、新座市臨時特別給付金室(本庁舎4階)、市内各公民館・コミュニティセンターで令和4年10月28日(金)から配布します。
- ◇ 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに郵送でご提出ください。
- ◇ 申請書の送付を希望する方は新座市臨時特別給付金室(本庁舎4階)又は新座市臨時特別給付金コールセンターまでご連絡ください。
(申請時点で住民登録のある市区町村に申請してください。)
- ◇ 申請書の記入等に関する問い合わせは新座市臨時特別給付金室
(☎048-423-2769(直通))へご連絡ください。

(※1) 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額(令和4年1月から12月までの任意の1か月収入×12倍)が市民税均等割非課税水準以下であることを指します。

扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額
単身又は扶養親族がない場合	1,000,000円
配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合	1,560,000円
配偶者・扶養親族(2名)を扶養している場合	2,059,999円
配偶者・扶養親族(3名)を扶養している場合	2,559,999円
配偶者・扶養親族(4名)を扶養している場合	3,059,999円
障がい者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	2,043,999円

！ ご注意ください ！

- ◆ 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金は、1回のみでの支給です。
- ◆ 給付金の申請内容に虚偽や不正が発覚した場合、不正受給(詐欺罪)に問われる場合があります。